公共事業評価実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「政策等の評価に関する条例」(平成15年岩手県条例第60号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、「知事が行う政策等の評価に関する規則」(平成15年岩手県規則第116号。以下「規則」という。)に規定する公共事業評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

- 第2 規則第9条に規定する評価の対象事業は、別表1に掲げる事業及び新たに公共事業として創設しようとする事業とする。
- 2 規則第9条第3項の規定による事後評価の対象事業は、次の各号に定める事業のうち、別表2(「公共事業事後評価実施計画(以下「事後評価実施計画」という。)」)に 掲げる事業とする。
 - (1) 規則第9条第1項第1号に掲げる事業 事業完了後概ね3年を経過したもの
 - (2) 同項第2号から第9号、第11号及び第12号に掲げる事業 事業完了後概ね3から5年を経過したもの
 - (3) 同項第10号に掲げる事業 事業完了後概ね5年を経過したもの
 - (4) 同項第13号に掲げる事業 事業完了後概ね3年から6年を経過したもの

(再評価対象事業の報告)

第3 各部長(農林水産部長及び県土整備部長をいう。以下同じ。)は、毎年度、政策企 画部長が別に定める日(規則第9条第2項第5号の再評価にあっては、必要が生じた 日)までに、再評価の対象となる事業を政策企画部長に報告するものとする。

(事後評価実施計画の策定)

- 第4 各部長は、毎年度、政策企画部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算 して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策企画部長に報告するもの とする。
- 2 政策企画部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により 設置する岩手県政策評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いたうえで、翌 年度以降3年度間における当該計画を策定する。
- 3 政策企画部長は、事後評価実施計画を策定したときは速やかに実施計画を各部長に 通知する。

(評価基準の策定)

第5 政策企画部長は、第6から第8の評価に用いる評価指標、配点及び判定基準等の 評価基準について、各部長からの内申に基づき、委員会の意見を聴いたうえで、別に 定める。

(事前評価の手続き)

- 第6 各部長は、所管する事業が事前評価の規定に該当する場合には、評価を行ったうえで「公共事業事前評価調書」(様式1の1)及び「公共事業事前評価箇所一覧表」(様式2)を作成し、次年度当初予算にかかる評価の場合は政策企画部長が定める日までに、補正予算にかかる評価の場合は、議会定例会の招集日の3週間前までに政策企画部長に提出するものとする。ただし、次の各号に定めるものについては、それぞれに定める取り扱いとすることができる。
 - (1) 別記3の判定基準に基づく総合評価がC評価となるもの 「公共事業事前評価調

書」(様式1の1)の作成を省略することができる。

(2) 対象事業の実施期間が事業に着手した年度から起算して5年未満であってかつ 事業に要する経費の額が1億円未満であるものについては、「公共事業事前評価調 書」(様式1の1)に代えて、「公共事業事前評価調書」(様式1の2)を作成するこ とができる。

(継続評価の手続き)

第7 各部長は、所管する継続評価の対象事業について評価を行い、「公共事業継続評価調書(箇所一覧)」(様式3)を作成し、政策企画部長が定める日までに、政策企画部長に提出するものとする。ただし、事業内容の一部変更があるなど、各部長が特に必要と認める場合にあっては、「公共事業継続評価調書(箇所別)」(様式4)を作成し、政策企画部長に併せて提出するものとする。

(再評価の手続き)

第8 各部長は、所管する再評価の対象事業について評価を行い、「公共事業再評価調書」 (様式5)を作成し、「公共事業再評価箇所一覧表」(様式6)を添えて、政策企画部 長が定める日(規則第9条第2項第5号に該当する場合は、その都度)までに、政策 企画部長に提出するものとする。

(事後評価の手続き)

第9 各部長は、所管する事後評価の対象事業について評価を行い、「公共事業事後評価 調書」(様式 16)を作成し、政策企画部長が定める日までに、政策企画部長に提出す るものとする。

(政策評価委員会への諮問及び答申への対応)

- 第 10 政策企画部長は、再評価を行った事業の評価内容について、委員会に諮問する。 なお、事前評価を行った事業で特に必要と認めるものについても、同様の取り扱いと することができる。
- 2 政策企画部長は、前項の規定による諮問に対し委員会から答申があったときは、当該答申の内容を関係部長に通知するとともに、「公共事業再評価答申結果一覧表」(様式7)又は「公共事業事前評価答申結果一覧表」(様式8)を作成し、答申書と併せて速やかに公表する。
- 3 各部長は、前項の規定による通知があったときは、答申内容に対する対応方針案を 作成するものとする。
- 4 政策企画部長は、前項の答申内容に対する対応方針案を取りまとめ、政策会議(政 策会議要綱(昭和58年5月25日施行)第2条の規定により設置する会議)又は庁議 に付議する。
- 5 政策企画部長は、前項により決定した対応方針を速やかに公表する。

(評価調書等の公表方法)

- 第11 政策企画部長は、評価を実施した時は、評価調書及びこれを取りまとめた「公共事業評価の実施状況」(様式9)を速やかに公表するものとする。なお、再評価にあっては、委員会に諮問したときに、「公共事業再評価調書」、「公共事業再評価箇所一覧表」及びこれを取りまとめた「公共事業評価の実施状況」(様式9)を公表するものとする。
- 2 前項の公表は、行政情報センター、行政情報サブセンターにおける閲覧及び県のホームページへの掲載により行う。

(評価結果の反映)

- 第12 各部長は、公共事業評価の結果を施策等の企画立案、予算編成等に適切に反映させるものとし、政策企画部長が別に定める日までに、その反映状況を「公共事業事前評価実施状況及び評価結果反映状況一覧表」(様式 10)、「公共事業継続評価実施状況及び評価結果反映状況一覧表」(様式 11) 又は「公共事業再評価実施状況及び評価結果反映状況一覧表」(様式 12) に取りまとめて政策企画部長に提出するものとする。
- 2 政策企画部長は、前項の規定により、各部長から提出された一覧表をもとに、「公共 事業評価の実施状況及び反映状況について」(様式 13)を取りまとめ、翌年の2月末 日までに公表する。ただし、これにより難い場合には、適切な時期に速やかに公表す る。
- 3 前項の公表は、行政情報センター、行政情報サブセンターにおける閲覧及び県のホームページへの掲載により行う。

(県議会への報告)

- 第 13 政策企画部長は、条例第 8 条の規定により、「公共事業評価の実施状況報告書」 (様式 14) 及び「公共事業評価の実施状況及び反映状況について」(様式 15) を作成 し、県議会に提出する。
- 2 前項の報告書は翌年の2月県議会定例会の招集日までに提出するものとする。ただし、これにより難い場合には、適切な時期に県議会に提出する。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、公共事業評価の実施に関して必要な事項は、別に 定める。

附 則 (平成 16 年 4 月 22 日経評第 25 号)

この要領は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平成 16 年 11 月 17 日経評第 147 号)

この要領は、平成16年11月17日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日経評第 254 号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17年 11月 14日経評第 159号)

この要領は、平成18年11月14日から施行する。

附 則 (平成 18年3月23日経評第271号)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19年5月30日経評第37号)

この要領は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 19年 11月 7日経評第 87号)

この要領は、平成 19 年 11 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日経評第 152 号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 27 日経評第 77 号)

この要領は、平成20年10月27日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 6 日経評第 130 号)

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

附 則(平成21年3月23日経評第139号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月9日政推第143号)

この要領は、平成21年11月9日から施行する。

```
附 則 (平成22年3月25日政推第224号)
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 22 年 11 月 1 日政推第 285 号)
この要領は、平成22年11月1日から施行する。
  附 則 (平成 22 年 11 月 25 日政推第 289 号)
この要領は、平成22年11月25日から施行する。
  附 則 (平成 22 年 11 月 25 日政推第 289 号)
この要領は、平成22年11月25日から施行する。
  附 則 (平成23年1月6日政推第354号)
この要領は、平成23年1月6日から施行する。
  附 則 (平成 23 年 11 月 30 日政推第 250 号)
この要領は、平成23年11月30日から施行する。
  附 則 (平成 24 年 3 月 22 日政推第 374 号)
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 25 年 3 月 26 日政推第 296 号)
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 25 年 11 月 1 日政推第 221 号)
この要領は、平成25年11月1日から施行する。
  附 則 (平成 26 年 3 月 19 日政推第 358 号)
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 26 年 10 月 30 日政推第 228 号)
この要領は、平成26年10月30日から施行する。
  附 則 (平成 27 年 3 月 26 日政推第 369 号)
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 27 年 10 月 30 日政推第 240 号)
この要領は、平成27年10月30日から施行する。
  附 則 (平成 28 年 3 月 14 日政推第 399 号)
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 28 年 10 月 26 日政推第 228 号)
この要領は、平成28年10月26日から施行する。
  附 則 (平成 29年3月13日政推第367号)
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
  附 則 (平成 29 年 10 月 2 日政推第 201 号)
この要領は、平成29年10月2日から施行する。
  附 則 (平成 30 年 3 月 30 日政推第 390 号)
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
  附 則(平成30年6月5日政推第68号)
この要領は、平成30年6月5日から施行する。
  附 則 (平成 30 年 10 月 15 日政推第 184 号)
この要領は、平成30年10月15日から施行する。
  附 則 (平成 31 年 3 月 12 日政推第 350 号)
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
  附 則(令和元年9月20日政推第119号)
この要領は、令和元年9月20日から施行する。
  附 則 (令和2年2月19日政推第152号)
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
  附 則 (令和2年11月4日政第127号)
この要領は、令和2年11月4日から施行する。
```

附 則(令和3年3月9日政第199号) この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年10月8日政第105号) この要領は、令和3年10月8日から施行する。 附 則(令和4年3月3日政第182号) この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和4年9月30日政第98号) この要領は、令和4年9月30日から施行する。 附 則 (令和5年3月17日政第179号) この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和5年9月26日政第102号) この要領は、令和5年9月26日から施行する。 附 則(令和6年11月7日政第103号) この要領は、令和6年11月7日から施行する。 附 則(令和7年3月28日政第161号) この要領は、令和7年4月1日から施行する。 附 則 (令和7年10月14日政第94号)

この要領は、令和7年10月14日から施行する。

公共事業評価対象事業一覧

農林水産部

番号	事 業 名					
1	かんがい排水事業					
2	農業用水再編対策事業					
3	地域水田農業支援排水対策特別事業					
4	経営体育成基盤整備事業(※)					
5	土地改良総合整備事業					
6	畑地帯総合整備事業					
7	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)					
8	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)					
9	農地環境整備事業					
10	農道整備事業(※)					
11	地域用水環境整備事業					
12	ふるさと水と土ふれあい事業					
13	防災ダム事業					
14	水質保全対策事業					
15	農村災害対策整備事業					
16	農村地域防災減災事業					
17	復旧治山事業					
18	緊急予防治山事業					
19	地すべり防止事業					
20	防災林造成事業					
21	保安林総合改良事業					
22	流域保全総合治山事業					
23	山地災害重点地域総合対策事業					
24	予防治山事業					
25	緊急防災減災対策総合治山事業					
26	機能強化·老朽化対策事業(※)					
27	森林土木効率化等技術開発事業					
28	林地荒廃防止事業					
29	共生保安林整備事業					
30	保安林管理道整備事業					

番号	事 業 名
31	県単治山事業(崩壊地復旧)
32	林道整備事業
33	漁港整備事業(※)
34	漁場整備事業(※)
35	漁業集落環境整備事業
36	漁港環境整備事業(※)
37	漁港関連道整備事業
38	海岸高潮対策事業(農村振興局、水産庁)(※)

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

公共事業評価対象事業一覧

番号

31

33

34

36

37

県 土 整 備 部

事 業 名

総合流域防災事業(砂防)

県単砂防事業(渓流環境整備)

総合流域防災事業(地すべり)

急傾斜地崩壊対策事業 総合流域防災事業(急傾斜)

火山砂防事業

県単砂防事業

地すべり対策事業

番号	事業名						
1	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)						
2	地域連携道路整備事業(地域密着型)						
3	地域道路整備事業(地域密着型)						
4	道路環境改善事業(交通安全施設整備)						
5	交通安全施設整備事業(交通安全施設整備)(※)						
6	道路環境改善事業(交通安全施設整備(自転車道))						
7	交通安全施設整備事業(交通安全施設整備(道の駅))						
8	道路環境改善事業(無電柱化推進)						
9	道路環境改善事業(災害防除)(※)						
10	道路災害防除事業(※)						
11	道路環境改善事業(防雪・凍雪害防止)(※)						
12	凍雪害対策事業(※)						
13	県単凍雪害対策事業(※)						
14	地域連携道路整備事業(市町村道代行整備)						
15	広域河川改修事業						
16	総合流域防災事業(河川)						
17	床上浸水対策特別緊急事業(河川)						
18	治水施設整備事業						
19	水辺環境再生事業						
20	統合河川環境整備事業						
21	海岸高潮対策事業(水管理·国土保全局、港湾局)(※)						
22	津波危機管理対策緊急事業(水管理·国土保全局、港湾局)(※)						
23	三陸高潮対策事業(※)						
24	海岸環境整備事業(水管理·国土保全局、港湾局)						
25	海岸侵食対策事業(水管理·国土保全局、港湾局)						
26	床上浸水対策特別緊急事業(三高)						
27	河川総合開発事業(多目的ダム)						
28	河川総合開発事業(治水ダム)						
29	河川総合開発事業(治水専用ダム)						
30	通常砂防事業						

39	県単急傾斜地崩壊対策事業								
40	雪崩対策事業								
41	都市計画道路整備事業								
42	広域公園整備事業(※)								
43	流域下水道事業								
44	過疎地域公共下水道整備代行事業								
45	公営住宅建設事業(公営住宅)(※)								
46	公営住宅建設事業(特定公共賃貸住宅)(※)								
47	港湾改修事業								
48	港湾施設改良事業(※)								
49	港湾施設整備事業								
50	港湾環境整備事業								
51	空港整備事業(※)								

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

公共事業事後評価実施計画

事後 評施 実度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費 (千円)	着手年度	完了 年度	事前 評価 年度	再 評価 年度
R8	治山事業	復旧治山事業	_	佐須	谷止工6基、護岸工64.5m	163,067	R1	R4	R1	_
	公営住宅建設事業	公営住宅建設事業 (公営住宅)	天下田アパート	花巻市 天下田	住戸改善(居住性向上型、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型)	1,073,447	R2	R3	R1	-
R9	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	日形地区	一関市	区画整理 102.7ha 暗渠排水 47.7ha	2,207,000	H21	R4	H20	H30
	道路事業 (道路環境)	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	一 矢巾西安庭 線	広宮沢	歩道設置 L=140m	55,335	R3	R5	R2	_
	港湾事業 【プロジェクト構成事 業】	港湾改修事業	宮古港	出崎地区	物揚場 (-4m) L=160m 防波堤 L=80m 護岸 (防波) L=100m	3,500,579	S63	R2	1	H30
		港湾環境整備事業	宮古港	出崎地区	緑地整備 A=1.9ha 緑地護岸 L=210m	2,444,617	H13	R3	1	H30
		港湾施設整備事業	宮古港	出崎地区	ふ頭用地 A=1.4ha	514,826	R1	R4	H30	_
R10	農業農村整備事業	農村地域防災減災事業	東和南	花巻市	用水路工 6,119.6m	496,899	H25	R5	H24	_
	林道事業	林道整備事業	森林管理道 八木玉川線	洋野町	林道開設 9,531m	1,112,799	H20	R6	H19	R4
	砂防事業	急傾斜地崩壊対策事業	神明前	陸前高田市	法面工 A=6,140㎡	530,000	R3	R5	R2	_